（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	Xの文字及びFの文字の交互点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。	
	Xの文字の点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 信号が、間もなくXの文字の点灯に変わること。		

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年十二月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の港則法施行規則第二十一条の六（同規則第二十一条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による通報は、同規則第二十一条の六の規定の例により、この省令の施行前においても行うことができる。